

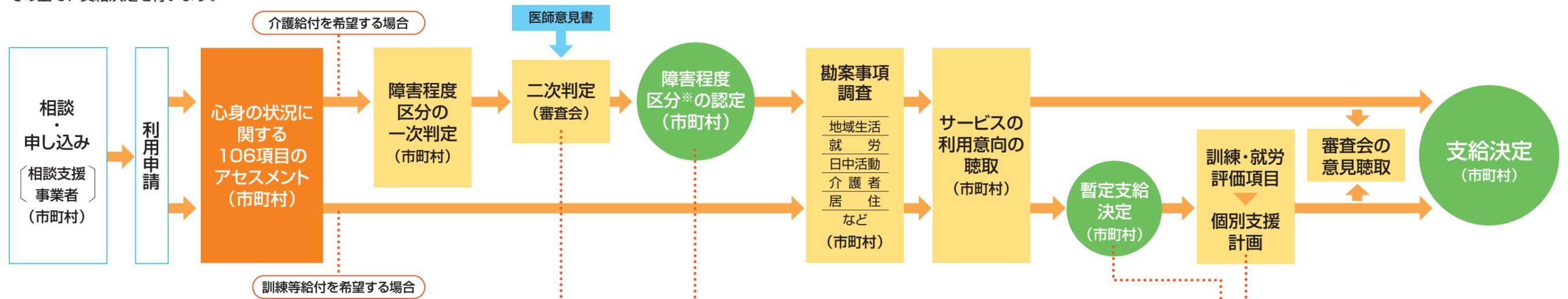
利用の手続き

■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



※同行援護の利用申請の場合は、別に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害程度区分の認定は行わないものとします。

①審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

②介護給付では区分1～6の認定が行われます

一定期間、サービスを利用し、
①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認

確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。